イ　下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出させ、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

なお、事前通告をしないで点検することがある。

⑵　「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター契約事務取扱要領」(20森林整管第35号）第16条に規定する調査を受けた者が独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター又は独立行政法人緑資源機構が発注した工事において、過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して以下のいずれかの要件に該当するときは監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させなければならない。

ア　工事成績が70点未満の評定を通知された。

イ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた。(ただし、軽微な手直し等は除く)

ウ　品質管理、安全管理に関し指名停止又は独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターから書面による警告又は注意の喚起を受けた。

エ　自らの責に起因して工期を大幅に遅延させた。

6　低入札価格調査対象工事に係る対策について

⑴　次に示す点検段階において、監督職員が文書により請負業者に不備の指摘及び改善を指示した場合には、低入札価格対象工事に対する工事として、その回数に応じ⑵及び⑶の措置を講ずる。

ア　施工確認段階

イ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

ウ　下請け契約状況調査における下請支払の実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む）

⑵　⑴に示す文書指示を受けた場合は、以降の１年間において独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター所長及び邑智西部建設事業所長の発注する別の新規工事における当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

⑶　⑴に示す文書指示の回数が２回以上となった場合は、上記⑵の措置に加えて、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター所長及び邑智西部建設事業所長の発注する別の新規工事の入札参加制限を行う。

なお、入札参加制限の期間は、改善指示日から本工事の完成検査に合格し完了するまでの期間と、改善指示日から１年間のどちらか短い方とする。

⑷　「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター契約事務取扱要領」(20森林整管第35号）第16条に規定する調査を受けた者に係る契約保証金の額は、請負代金額の10分の３以上とする。

⑸　「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター契約事務取扱要領」(20森林整管第35号）第16条に規定する調査を受けた者との契約に係る前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。

7　電子入札について

⑴　本工事は、原則として電子入札方式により競争参加資格確認申請書の提出・受領に関する確認及び入札を行うが、手続当初から電子入札方式によりがたい場合は、事前に発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができるものとする。

⑵　電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。

⑶　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

電子入札システムに係わる運用については、「独立行政法人森林総合研究所　森林農地整備センター電子入札運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」によるものとする。ホームページアドレス

http://www.green.go.jp/keiyaku/denshi.html

8　その他

⑴　競争参加資格確認申請書の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とする。

⑵　競争参加資格確認申請書は、提出者に無断で使用しない。

⑶　提出された競争参加資格確認申請書は、返却しない。

⑷　提出された競争参加資格確認申請書について、提出者の都合により変更の必要が生じた場合は、競争参加資格確認申請書の提出期間内に、当該変更の理由を明記した変更届の提出により変更することができる。

ただし、提出期限を過ぎての変更は、受け付けない。

⑸　競争参加資格確認申請書に不備がある場合、又は指定した条件を明らかに満たしていない場合は、競争参加資格確認申請書を受け付けないことがある。

⑹　入札説明書を独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターから交付されていない者は、競争参加資格確認申請書を提出することはできない。

⑺　競争参加確認申請書に虚偽の記載をした場合には、本工事の入札参加資格者としないとともに独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター所長及び邑智西部建設事業所長から「独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(20森林整管第60号）に基づく指名停止を行う。

⑻　手続において使用する言語及び通貨　手続に使用する言語は「日本語」とし、通貨については「日本国通貨」とする。

⑼　手続における交渉の有無　無

⑽　契約書作成の要否　要

⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑿　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認通知に併せて通知する。

⒀　競争参加資格の確認通知において、技術提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案を提出した者は標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⒁　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書を提出することができるが、競争参加するためには、開札の時において当該資格の認定を受けかつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒂　違約金について

ア　受注者（共同企業体にあっては、その構成員。以下この条において同じ。)が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。)の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

①　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。)が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該命令が独占禁止法第51条第２項の規定により取り消された場合を含む。)。

②　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。